

瀬戸市生活交通確保維持改善計画

令和元年 6 月 日

(協議会名称) 瀬戸市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

瀬戸市生活交通確保維持改善計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

瀬戸市においては、今後の高齢化や中心市街地のにぎわいの向上などの課題等を踏まえた安全、安心、快適に利用できる公共交通ネットワークの形成に向けた取り組みが重要である。2つの鉄道軸と一体となった基幹バスにより公共交通軸を形成し、また、地域特性を踏まえたコミュニティバスを運行することで、各交通機関との連携等による利用しやすい公共交通ネットワークを形成し、公共交通の確保維持を図っている。

瀬戸北線及び赤津線は、瀬戸市地域公共交通総合連携計画において、鉄道と一体となって瀬戸市内の公共交通軸としての機能を担う路線として、鉄道へアクセスする市内基幹バスに位置づけられている。また、瀬戸市地域公共交通網形成計画において、通勤・通学、観光・まちづくり等の需要に応じて、基幹バスの運行内容を見直し、利便性の高い拠点間の交通ネットワークを確保する路線として位置づけられている。

瀬戸北線及び赤津線の確保維持は、市東部の交通不便地区における生活交通の確保並びに瀬戸市内における公共交通ネットワークの構築に必要不可欠なものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

※容易に把握できる定量的な指標として「利用者数」を目標値として設定する。

瀬戸市地域公共交通網形成計画で定めるとおり、目標値は沿線地域の人口減少を踏まえ、現状維持を目指すものとする。

	瀬戸北線	赤津線
令和2年度 (R1.10~R2.9)	257,800人	58,800人
令和3年度 (R2.10~R3.9)	257,800人	58,800人
令和4年度 (R3.10~R4.9)	257,800人	58,800人

(2) 事業の効果

瀬戸北線及び赤津線が運行されることにより、古瀬戸、東明、深川地域の交通不便地区の住民約 5,300 人の生活交通が確保される。また、名鉄瀬戸線、愛知環状鉄道、広域基幹バス、その他の市内基幹バス及びコミュニティバスと接続することにより公共交通ネットワークの構築が図られ、上品野、下品野、祖母懐の各地域を加えた地域の通勤通学を含む交通不便を解消することができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

①定期的に地域住民と勉強会を行い、運行内容や利用促進策について検討・実施する。(地域住民、交通事業者、瀬戸市)

(参考) 平成 30 年度取組事例

○ぬくも里まつり

- ・日時：平成 30 年 10 月 21 日（日） 午前 10 時から午後 3 時まで
- ・場所：品野台地域交流センター「ぬくも里」
- ・対象：ぬくも里まつりの参加者 150 人（まつり全体の参加者 700 人）
- ・内容：バスの乗降方法の説明、運転手の制服を着て記念撮影、資料の配布（瀬戸北線時刻表、瀬戸北線利用状況、I C カードマナカのパフレット等）



○バス広報の発行

バスに関する情報提供を行い、利用のPRを行った。

月	内容	配布部数
H30年 6月	第28号 コミュニティバスの乗り方紹介、マナカ利用促進PR	品野台地区 1,120部
10月	特別号 「ぬくも里まつり」名鉄バス試乗体験と撮影会のPR	ぬくも里まつり参加者に配布 約120部
11月	第29号 「ぬくも里まつり」PRの実施報告	品野台地区 1,120部
H31年 3月	第30号 進学、就職される方への名鉄バス利用促進PR	品野台地区 1,120部

②沿線の学校にモビリティマネジメントを行う。(地域住民、交通事業者、瀬戸市)

(参考) 平成 30 年度取組事例

○ バスの乗り方教室の実施 (下品野小学校)

- ・ 日時：平成 30 年 11 月 26 日 (月) 午前 10 時 55 分から 12 時 30 分まで
- ・ 場所：下品野小学校駐車場
- ・ 対象：下品野小学校 4 年生 (2 クラス 60 名)
- ・ 内容：バスの乗降方法の説明、IC カードマナカの利用体験、バス停・運賃表の見方、バスの死角体験



③地域公共交通網形成計画を策定し、公共交通ネットワークの再構築を図る。
(地域住民、交通事業者、瀬戸市)

瀬戸市が掲げる将来像「住みたいまち 誇れるまち 新しいせと」の実現に向けて、通勤・通学、買い物・通院など日常生活の移動を確保し、持続可能な公共交通を形成するために、公共交通とまちづくりが連携した公共交通の実施計画として地域公共交通網形成計画を策定する。

具体的に下記について検討を行い、公共交通ネットワークの再構築を図る。

・ 陶生病院バスロータリーのハブ化推進

→ 公立陶生病院建替事業とともに整備される新たな陶生病院バスロータリーへ基幹バスやコミュニティバスの乗り入れを行うことで、乗換え拠点の形成とバス路線のハブ化を推進する。

・ 運行経路、バス停間隔及びダイヤの見直し

→ 利用実態や人口・土地利用動向、生活利便施設の立地状況などに応じた運行経路やバス停間隔・名称の見直し、鉄道や他のバスとの円滑な乗継を可能とするダイヤ調整等を行い、利便性の向上を図る。

・ 数値指標の設定

→ 計画の達成状況を把握するため、5つの数値目標を設定する。

指標①：公共交通の満足度

指標②：鉄道の利用者数

指標③：公共交通 300m圏人口カバー率

指標④：市内基幹バスの収支率・利用者数

指標⑤：コミュニティバスの収支率・利用者数

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

[瀬戸北線]

○路線図

①起点：上品野 ～ 経由地：しなのバスセンター・瀬戸駅前 ～ 終点：新瀬戸駅

②起点：しなのバスセンター ～ 経由地：瀬戸駅前 ～ 終点：新瀬戸駅

③起点：上品野 ～ 経由地：しなのバスセンター ～ 終点：瀬戸駅前

④起点：しなのバスセンター ～ 経由地：古瀬戸 ～ 終点：瀬戸駅前

瀬戸北線の内、地域公共交通確保維持改善事業の補助対象系統は③のみ。

○予定しているダイヤ

始発出発時間 5時 57分 ～ 終発出発時間 23時 7分

○運行期間

令和元年 10月 1日～令和 2年 9月 30日

※ 8月 13日から 8月 15日及び 12月 29日から 1月 3日は、休日ダイヤにて運行

○運行事業者の決定方法

運行事業者のノウハウを活用し、効率的で利便性が高くより安全な運行を行うため、プロポーザル方式により事業者（名鉄バス株式会社）を決定した。

○既存交通や地域間交通との関係や整合性

瀬戸市地域公共交通網形成計画において、地域間交通ネットワークである鉄道と一体となって瀬戸市内の公共交通軸としての機能を担い、コミュニティバスが接続する市内基幹バス路線として位置づけられ、既存公共交通圏外を経由する路線。

○補助対象事業

平成 21年 10月～平成 24年 3月 地域公共交通活性化・再生総合事業

平成 24年 4月～ 地域公共交通確保維持改善事業

[赤津線]

○路線図

①起点：赤津 ～ 経由地：古瀬戸 ～ 終点：瀬戸駅前

②起点：赤津 ～ 経由地：一里塚 ～ 終点：瀬戸駅前

○予定しているダイヤ

始発出発時間 6時 20分 ～ 終発出発時間 21時 53分

○運行期間

令和元年 10月 1日～令和 2年 9月 30日

※ 8月 13日から 8月 15日及び 12月 29日から 1月 3日は、休日ダイヤにて運行

○運行事業者の決定方法

赤津線が運行する一部区間（瀬戸駅前から古瀬戸区間）では、瀬戸北線が運行されバス停留所を共有しており、また瀬戸北線と相互に乗り継げるよう同事業者とした。

○既存交通や地域間交通との関係や整合性

瀬戸市地域公共交通網形成計画において、地域間交通ネットワークである鉄道と一体となって瀬戸市内の公共交通軸としての機能を担い、コミュニティバスが接続する市内基幹バス路線として位置づけられ、既存公共交通勢圏外を経由する路線。

○補助対象事業

平成 21 年 10 月～平成 24 年 3 月 地域公共交通活性化・再生総合事業

平成 24 年 4 月～ 地域公共交通確保維持改善事業

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

瀬戸市から運行事業者への補助金額については、経常費用から経常収益を差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

名鉄バス株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

<p>11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>古瀬戸、東明、深川地域の交通不便地域等を含む市東部</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>

17. 協議会の開催状況と主な議論

瀬戸北線及び赤津線における、現行の路線及び地域公共交通確保維持改善事業の申請に係る開催状況。

○平成 22 年 12 月 14 日 平成 22 年度第 3 回 瀬戸市地域公共交通会議
運行時間帯、運行便数、路線の概要について協議

○平成 23 年 2 月 9 日 平成 22 年度第 4 回 瀬戸市地域公共交通会議
運行時間帯、運行便数、路線の詳細について協議・承認

：(省略)

○平成 30 年 6 月 26 日 平成 30 年度第 1 回 瀬戸市地域公共交通会議
平成 31 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の申請について協議・承認

○平成 30 年 12 月 21 日 平成 30 年度第 2 回 瀬戸市地域公共交通会議
平成 31 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の評価について協議・承認

18. 利用者等の意見の反映状況

○平成 28 年度に開催したコミュニティ交通市民ワークショップ内で挙げた意見をもとに、わかりやすく、持ち運びのしやすいコミュニティバスポケット時刻表の作成を行った。

○平成 28 年度に市民 3,000 人を対象に公共交通に関するアンケート調査を実施し、平成 29 年度には瀬戸北線利用者を対象にアンケート調査を実施した。これらの調査結果から得られた課題を踏まえて、地域公共交通網形成計画を策定する。

19. 協議会メンバーの構成員

会長	1 名	・瀬戸市長
学識経験者	2 名	
一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	3 名	・名鉄バス株式会社 ・瀬戸自動車運送株式会社 ・公益社団法人愛知県バス協会
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	1 名	・愛知県交通運輸産業労働組合協議会
市民団体又は市民の代表	6 名	・瀬戸市自治連合会 ・瀬戸市小中学校 P T A 連絡協議会 ・瀬戸市障害者団体連絡協議会 ・瀬戸市老人クラブ連合会 ・瀬戸市社会福祉協議会 ・瀬戸商店街連合会
市の公募に応じた者のうち、市長が必要と認める者	2 名	
国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者	1 名	・国土交通省中部運輸局愛知運輸支局

瀬戸警察署長又はその指名するもの	1名	・愛知県瀬戸警察署交通課
愛知県都市整備局交通対策課長又はその指名する者	1名	・愛知県都市整備局交通対策課
愛知県尾張建設事務所長又はその指名する者	1名	・愛知県尾張建設事務所維持管理課
市職員	3名	・瀬戸市市民生活部 ・瀬戸市健康福祉部 ・瀬戸市都市整備部
その他	2名	・名古屋鉄道株式会社 ・愛知環状鉄道株式会社

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 瀬戸市追分町64番地の1

(所 属) 都市整備部 都市計画課

(氏 名) 畔柳 昭佳

(電 話) 0561-88-2666

(e-mail) 0561-88-2695